

雇児発 0218 第 2 号
平成 28 年 2 月 18 日

都道府県知事
各指定都市市長殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

保育所等における保育士配置に係る特例について（通知）

近年、待機児童対策として保育の受け皿拡大を大幅に進めている状況下で、保育士の有効求人倍率は年々高くなるなど、保育の担い手の確保は喫緊の課題であり、これまででも保育士の待遇改善等様々な対策を行っているところであるが、より一層の対応が必要な状況である。

このため、保育における労働力需要に対応するよう、保育の質を落とさずに、保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化することにより、保育の担い手の裾野を広げるとともに、保育士の勤務環境の改善（就業継続支援）につなげることが必要である。

そこで、本日、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成 28 年厚生労働省令第 22 号。以下「改正省令」という。）を別添のとおり公布し、平成 28 年 4 月 1 日以後、当分の間、保育所等（保育所並びに小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所をいう。以下同じ。）における保育士配置について、特例的運用を可能としたところである。

については、下記の事項に留意の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう御配意願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 改正省令の概要

（1）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正（改正省令第 1 条関係）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「基準」という。）第 33 条第 2 項に規定する保育所における職員配置について、保育の需要に対して保育の受け皿が不足していることに鑑み、当分の間、以下の特例を設ける

こととした。

① 朝夕等の児童が少數となる時間帯における保育士配置に係る特例（基準第 94 条関係）

基準第 33 条第 2 項ただし書の規定については、適用しないことができることとする。この場合であっても、児童の人数に応じて必要となる保育士の数が 1 名となる、朝夕等の児童が少數となる時間帯について、保育士 1 名に加えて、都道府県知事（指定都市にあっては、当該指定都市の市長、中核市にあっては当該中核市の市長とする。以下同じ。）が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

基準第 94 条中「都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」とは、保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者、家庭的保育者、子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者等が想定される。

② 幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例（基準第 95 条関係）

基準第 33 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭（以下「幼稚園教諭等」という。）の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができるとしている。

幼稚園教諭等が保育することができる児童の年齢については、幼稚園教諭等の専門性を十分に發揮するという観点から、幼稚園教諭については 3 歳以上児、小学校教諭については 5 歳児を中心的に保育することが望ましい。

また、保育に従事したことのない幼稚園教諭等に対しては、子育て支援員研修等の必要な研修の受講を促すこととする。

③ 保育所における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例（基準第 96 条関係）

保育所を 1 日につき 8 時間を超えて開所していること等により、認可の際に必要となる保育士に加えて保育士を確保しなければならない場合にあっては、基準第 33 条第 2 項に規定する保育士の数の算定について、追加的に確保しなければならない保育士の数の範囲内で、都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、保育士とみなすことができるとしている。

基準第 96 条中「都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」の要件については、基準第 94 条における保育士に加えて配置する者の要件と同様とする。併せて、保育士資格の取得を促していくこととする。

また、基準第 96 条中「保育所に係る利用定員の総数に応じておかなければならぬ保育士の数」とは、保育所の認可の基準として算定される保育士の数を意味している。

さらに、保育所における保育時間は、1 日につき 8 時間を原則として保育所の

長が定めるものであるが、8時間を超えて開所する保育所等では、各時間帯における必要保育士を配置するためには、「利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数」に追加して保育士を確保する必要がある。同条中「開所時間を通じて必要となる保育士の総数」とは、このような場合における1日に配置しなければならない保育士の総数を意味している。

- ④ ②及び③の特例を適用する場合における保育士の必要数（基準第97条関係）
②及び③の特例を適用する場合であっても、保育士資格を有する者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録を受けた者をいう。）を、各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上置かなければならない。

（2）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正（改正省令第2条関係）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第29条第2項及び第44条第2項に規定する小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における保育士配置についても、1の（1）と同様の特例を設けることとした。

2. 実施に係る留意事項

（1）保育士確保に向けた取組の一層の強化について

保育所等における保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであり、専門的知識と技術を有する保育士が行うことが原則である。そのため、各特例を実施するに当たっては、保育士が専門的業務に専念することができるよう、保育に直接的影響を及ぼさない事務的作業等は保育士以外の者が行うなど、業務負担の見直しを行うとともに、各自治体及び保育所等においても、保育士の確保対策の一層の強化に取り組むこととすること。

（2）地域の実情に即した特例の実施について

各特例の実施に当たっては、各地域における待機児童の発生状況や保育士の不足状況等の事情を勘案して、改正省令の規定の範囲内において、限定的に実施することが可能であること。

（3）各特例の対象となる保育所等の要件について

過去3年間の指導監査において、都道府県知事から勧告や改善命令等を受けている保育所等については、各特例の実施を認めないこととすること。また、各特例の適用範囲を、保育士等の処遇改善に取り組んでいる保育所等に限定することも考えられる。

（4）各特例により保育士以外の者を保育士とみなす場合の公定価格上の取扱いについて

各特例を実施する場合の公定価格の算定に当たっては、保育士以外の者を保育士とみなして必要な算定を行うこととしており、保育士以外の者を保育士とみなす場

合であっても、可能な限り、1名を超えた配置や保育士等の処遇改善に配慮しながら実施すること。

(5) 各特例の運用状況の把握に当たっての協力について

厚生労働省においては、各特例について、実施自治体及び保育所等の事例の把握を行い、継続的に検証していくこととしており、自治体及び保育所等にあっては、積極的に協力いただきたいこと。

3. 施行期日

改正省令については、平成28年4月1日より施行すること。

本件担当 :

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL: 03-5253-1111（代表）内線 7928

FAX: 03-3595-2674

○厚生労働省令第二十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六百六十四号）第三十四条の十六第一項及び第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「附則第九十条」を「第九十条」に、「附則第九十四条第三項から第六項」を「

第九十四条から第九十七条」に改める。

第二十二条の二第一項第四号中「及び第八十二条第三号」を「、第八十二条第三号、第九十四条及び第

一頁

九十六条」に改める。

第九十四条の前に見出しとして「（保育所の職員配置に係る特例）」を付する。

第九十四条を次のように改める。

第九十四条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第三十三条第二項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が一人となる時は、当該保育士に加えて、都道府県知事（指定都市にあつては当該指定都市の市長とし、中核市にあつては当該中核市の市長とする。）が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

附則に次の三条を加える。

第九十五条 前条の事情に鑑み、当分の間、第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第六十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第九十六条 第九十四条の事情に鑑み、当分の間、一日につき八時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならぬ保育士の数を超えるときは、第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、都道府県知事（指定都市にあつては当該指定都市の市長とし、中核市にあつては当該中核市の市長とする。）が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第九十七条 前二条の規定を適用する時は、保育士（法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第五十一号）附則第二項又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前二条の規定の適用がないとした場合の第三十三条第二項により算定されるものをいう。）の三分の二以上、置かなければならない。

第一条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

三頁

第一条第一項第一号中「及び第四十七条」を「、第四十七条及び附則第六条から第九条まで」に改める。
附則に次の四条を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第六条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第二十九条第二項各号又は第四十四条第二項各号に定める数の合計数が一となる時は、第二十九条第二項又は第四十四条第二項に規定する保育士の数は一人以上とすることができます。ただし、配置される保育士の数が一人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市町村長が認める者を置かなければならない。

第七条 前条の事情に鑑み、当分の間、第二十九条第二項又は第四十四条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第八条 附則第六条の事情に鑑み、当分の間、一日につき八時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならぬ保育士の数を超えるときは、第二十九条第二項又は第四十四条第二項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市町村長が認める者を開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならぬ保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第九条 前二条の規定を適用する時は、保育士（法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、第二十九条第三項若しくは第四十四条第三項又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前二条の規定の適用がないとした場合の第二十九条第二項又は第四十四条第二項により算定されるものをいう。）の三分の二以上、置かなければならぬ。

附 則

この省令は、平成一十八年四月一日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令案 新旧対照表

○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 王 案

現 行

第一条 児童福祉法（昭和二十一年法律第二百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条ただし書（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十二条の二第一項、第二十七条、第二十七号の二第一項、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項、第三十八条、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十三条、第四十九条、第五十八条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十四条第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十八条の三、第九十条並びに第九十四条から第九十七条までの規定による基準

二・四 （略）

第二十二条の一 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、

2・3 （略）

第二十二条の二 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、

2・3 （略）

第二十二条の二 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、

2・3 （略）

第一条 児童福祉法（昭和二十一年法律第二百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条ただし書（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十二条の二第一項、第二十七条、第二十七号の二第一項、第二十八条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十四条第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十八条の三、附則第九十条並びに附則第九十四条第三項から第六項までの規定による基準

二・四 （略）

第二十二条の一 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、

2・3 （略）

第二十二条の二 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、

2・3 （略）

厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に關し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。

一・三 （略）

四 都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の市長とする。第二十七条の二第一項第四号、第二十八条第一号、第三十八条第二項第一号、第四十三条第一号、第八十二条第三号、第九十四条及び第九十六条を除き、以下同じ。）が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

イ・ハ （略）

厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に關し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。

一 医師であつて、小児保健に關して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 乳児院の職員として三年以上勤務した者

四 都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の市長とする。第二十七条の二第一項第四号、第二十八条第一号、第三十八条第二項第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第三号を除き、以下同じ。）が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

イ 法第十二条の三第二項第四号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に從事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に從事した期間
ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2・4

附 則

（保育所の職員配置に係る特例）

第九十四条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項

第九十四条 削除

附 則

の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第三十三条第二項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が一人となる時は、当該保育士に加えて、都道府県知事（指定都市にあつては当該指定都市の市長とし、中核市にあつては中核市の市長とする。）が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならぬ。

第九十五条 前条の事情に鑑み、当分の間、第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第九十六条 第九十四条の事情に鑑み、当分の間、一日につき八時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならぬ保育士の数を超えるときは、第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、都道府県知事（指定都市にあつては当該指定都市の市長とし、中核市にあつては当該中核市の市長とする。）が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第九十七条 前二条の規定を適用する時は、保育士（法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第五十一号）附則第二項又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前二条の

（新設）

（新設）

(傍線部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
<p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の十六第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十条ただし書（保育に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十四条、第三十九条、第四十四条、第四十七条及び附則第六条から第九条までの規定による基準</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>2・3 （略）</p> <p>附 則</p> <p>（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）</p> <p>第六条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足してしまったことによる限り、当分の間、第二十九条第二項各号又は第四十四条第二項各号に定める数の合計数が一となる時は、第二十九条第二項又は第四十四条第二項に規定する保育士の数は一人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が一人となる場合は、当分の間、第二十九条第二項又は第四十四条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十七号）第四条第三項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。</p> <p>第八条 附則第六条の事情に鑑み、当分の間、一日につき八時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならぬ保育士の数を超えるときは、第二十九条第二項又は第四十四条第二項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市町村長が認める者を開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならぬ保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</p> <p>第九条 前二条の規定を適用する時は、保育士（法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、第二十九条第三項若しくは第四十四条第三項又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前二条の規定の適用がないとした場合の第二十九条第一項又は第四十四条第二項により算定されるものをいう。）の三分の二以上、置かなければならない。</p>	<p>2・3 （略）</p> <p>附 則</p> <p>（新設）</p> <p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の十六第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十条ただし書（保育に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十四条、第三十九条、第四十四条及び第四十七条の規定による基準</p> <p>二・三 （略）</p>

○厚生労働省令第二十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十四条の十六第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「附則第九十条」を「第九十条」に、「附則第九十四条第三項から第六項」を「第九十四条から第九十七条」に改める。第二十二条の二第一項第四号中「及び第八十二条第三号」を「第八十二条第三号、第九十四条及び第九十六条」に改める。

第九十四条の前に見出しとして「（保育所の職員配置に係る特例）」を付する。

第九十四条を次のように改める。

第九十四条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第三十三条第二項ただし書の規定を適用しないことができること（この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が一人となる時は、当該保育士に加えて、都道府県知事（指定都市については当該指定都市の市長とし、中核市については当該中核市の市長とする。）が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。）に付する。

第九十五条 前条の事情に鑑み、当分の間、第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第九十六条 第九十四条の事情に鑑み、当分の間、一日につき八時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならぬ保育士の数を超えるときは、第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、都道府県知事（指定都市にあつては当該指定都市の市長とし、中核市にあつては当該中核市の市長とする。）が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第九十七条 前二条の規定を適用する時は、保育士（法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第五十一号）附則第二項又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前二条の規定の適用がないとした場合の第三十三条第二項により算定されるものをいう。）の三分の二以上、置かなければならない。

第一条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「及び第四十七条」を「第四十七条及び附則第六条から第九条まで」に改める。

附則に次の四条を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第六条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第二十九条第二項各号又は第四十四条第二項に定める数の合計数が一となる時は、第二十九条第二項又は第四十四条第二項に規定する保育士の数は一人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が一人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有する市町村長が認める者を置かなければならない。

第七条 前条の事情に鑑み、当分の間、第二十九条第二項又は第四十四条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第八条 附則第六条の事情に鑑み、当分の間、一日につき八時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」といいう。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第二十九条第二項又は第四十四条第二項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有する市町村長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第九条 前二条の規定を適用する時は、保育士（法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、

第二十九条第三項若しくは第四十四条第三項又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前二条の規定の適用がないとした場合の第二十九条第二項又は第四十四条第二項により算定されるものをいう。）の三分の二以上、置かなければならない。

附 則
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。